

大雪により被害を受けた農業者の皆様へ

市では、被災された農業者の皆様の経営意欲が削がれることなく、早期の営農再開を図るため、国及び県と連携しながら次の事業により支援を行ってまいります。

事業名

強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)

助成対象者

「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、及び農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた人

補助率

区分	国	県※	市	計
農業用ハウス等	3/10 以内	1/10 以内	1/10 以内	5/10 以内
農業用機械・畜舎等	3/10 以内	—	1/10 以内	4/10 以内

※県は、農業用ハウスのみ対象。

事業実施要望書提出期限

別紙「事業実施要望書」に関係添付書類を添えて提出をお願いします。

第1回目 令和3年3月24日(水)

第2回目 令和3年4月16日(金)

問合せ先

事業実施要望書の提出に当たっては、お住いの地区ごとに異なります。ご注意願います。

上越市役所農林水産部農政課(合併前上越市、頸城区、三和区、名立区)

浦川原区総合事務所産業グループ(浦川原区、安塚区、大島区)

柿崎区総合事務所産業グループ(柿崎区、大潟区、吉川区)

板倉区総合事務所産業グループ(板倉区、清里区、牧区、中郷区)

その他

個別相談会を次のとおり開催します。ご不明な点がございましたらお越しく下さい。

日時:第1回目 令和3年3月19日(金)9:00~16:00

第2回目 令和3年3月29日(月)9:00~16:00

会場:上越市市民プラザ2階 第3会議室(上越市土橋1914-3)